主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人河原田隆吉の上告趣意(後記)は、事実誤認の主張であつて、刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 長部謹吾関与

昭和二六年二月一三日

最高裁判所第三小法廷

判官 長谷	川 太 一	郎
判官 井	上	登
判官 島		保
判官 河	村 又	介